

令和4年度事業計画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

はじめに

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、緊急事態宣言等が断続的に発令され、定例の会議、講習会・研修会等の事業の中止、延期が相次ぎました。コロナウイルスの感染状況を見据えていろいろな企画を立て実行したいところでしたが、収束を確定的に予測できる段階になく、タイミングを図ることがとても難しいのが現状でした。しかしその一方で今までにない新たな試みや可能性を見つけることができました。

こうした困難な状況下にあっても、地域社会の生活環境を守るために不断の努力を続けている会員の皆様に、深く敬意を表する次第です。

I 基本方針

一般社団法人千葉県環境保全センター（以下「環境保全センター」という。）は、浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業、一般廃棄物収集運搬業、飲料水貯水槽清掃業など、会員事業所が関係する業界の発展向上を目指し、もって地域社会の環境保全に奉仕・寄与することを目的に活動します。

環境保全センターは、創立50年を迎えます。公衆衛生から環境へという流れの中、昭和47年に公益法人として出発しました。現在、209社の会員企業が、様々な業務を通し、それぞれの地域の環境保全に寄与することを目的に尽力しているところです。

初めに、自治体との災害協定は重要なテーマの一つです。先の台風、豪雨災害時には多くの会員企業の皆様のご協力を賜り、災害復旧に貢献し、多大な評価をいただいております。今後は協定未締結の市町村に対しても、環境保全センターとして少しでもお役に立てるような取り組みを提案・提供して、地域の持続的な成長、災害時の事業活動計画の策定等の支援ができるよう努めます。

また、美しい水環境を次世代へつなぐというテーマの「こども環境教室」も素晴らしいコンテンツとして確立し、成果を上げております。次世代の子供たちに水環境に対する興味や意識向上のお手伝いをしていますが、子供たちに環境を守る一員としての誇りが少しずつ芽生えているのが見て取ることができましたので継続して活動致します。

千葉県全体の水環境保全を考えた時、指標の一つとなる浄化槽法第11条検査の受検率が全国レベルで芳しくないのはご承知の事です。

私達は浄化槽法第11条BOD検査に係る採水業務の充実を図り、受検率の向上に寄与します。業界内の検査員資格を有する方々の活躍の場を設けるなど、新たな枠組みを作るべく各方面との調整・協力を図ります。受検率アップには浄化槽管理者（お客様）に法定検査の重要性を改めてお伝えすることも重要な手段で大きな効果が期待できます。浄化槽管理者（お客様）に直接お会いする機会が多い会員事業所の浄化槽管理士や清掃作業員、最前線の方々のご協力が必要です。これまでは行政や指定検査機関に任せていた部分が多々ありましたが、環境保全センターも千葉県の水環境に取り組む団体として11条検査受検率アップに貢献していかなくてはならないと痛感しており、継続して会員の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

令和2年4月1日に施行された改正浄化槽法では浄化槽に関する台帳を作成し、保管することが行政機関に義務づけられました。

千葉県をはじめとする行政及び指定検査機関、関係団体との連携を今まで以上に密とし、浄化槽関連のデータの収集には惜しみなく協力をしていきます。

環境保全センターが浄化槽について、ワンストップ機能を備えた窓口となれるよう、また、設置届・変更届・廃止届などの提出書類を通じて、浄化槽台帳の整備を官民でタッグを組み千葉県の環境保全に邁進していきます。

次に、2018年4月に閣議決定した第5次環境基本計画では、国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型社会の構築に寄与します。

わたしたちの業界は、シビル・ミニマムの一端を担う『エッセンシャル・ワーカー』であることを自覚し、経験から得たノウハウの継承を目指し、貴重なマン・パワーの育成を目指します。

自然豊かで素晴らしいロケーションが広がる千葉県の水環境を守ること、地域の環境衛生、ライフライン維持の一翼を担っているというプライドを持ち、自然災害、疫病の蔓延等の厳しい状況下においても、業務をストップする事の出来ないエッセンシャル・ワーカーの集団であると認識をしています。

最後に、本来の責務である会員相互の融和を図り、共に継続的に発展し、地域社会の生活環境を守るという目的を果たすべく尽力してまいります。

II 事業の概要

1 柱となる事業

(1) 講習会等開催事業

本事業は、浄化槽維持管理適正化講習会、環境大学研修会、こども環境教室を中心として、環境保全センターが公益に資する事業として実施します。

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する研修会（浄化槽管理士研修会）については、浄化槽法が令和2年4月1日より施行され、（千葉県保守点検業者登録条例の基づく登録更新の際、研修会を受講するに関しては経過措置により、令和4年4月1日より適用）環境保全センターがこの研修会を主催し、千葉県内の保守点検登録業者へ行政の皆様や関係団体と協力して取り組んでまいります。

(2) 浄化槽総合推進事業

本県における浄化槽法定検査の受検率は低迷しており、受検率の向上を目的として、11条BOD検査や一括契約制度を推進しているところです。

これを、浄化槽総合推進事業と位置づけ、次の事業を行います。

特に11条BOD検査については、検査基数の大幅な増加が求められており、環境保全センターは千葉県の水環境に取り組む団体として、浄化槽管理者（お客様）に法定検査の重要性を改めてお伝えする事に取り組み、千葉県及び以下の関係団体と協力関係を強化していきます。

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター

一般財団法人千葉県環境財団

一般社団法人千葉県環境保全検査センター

①保守点検、清掃、法定検査を包括的に契約する一括契約の推進します

②嘱託採水員講習会の事務代行による11条BOD検査に係る採水業務の円滑な運営と適正判定ができるカリキュラムの充実をはかります。

③検査員資格を有する採水員の活用を検討します。

(3) ステッカー事業

浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証発行管理事業は、千葉県浄化槽取扱指導要綱及び千葉市、船橋市、柏市の浄化槽取扱指導要綱に基づき、これを推進していきます。

(4) 印刷物販売事業

保守点検記録票等印刷物販売事業は、現状の統一様式として各種記録票等を販売しているもので、継続します。

(5) 人材確保等支援助成金事業（中小企業団体助成コース）

本事業は構成中小企業者の人材確保や職場定着を支援するために行った事業に対して助成金が支給されるもので、令和4年9月まで実施します。

2 会員の増強と組織の強化

会員の増強について、年度を通して実施します。特に、浄化槽保守点検・清掃業及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業について会員増強を推進し、組織の強化を図ります。

3 浄化槽法、廃棄物処理法等法律の周知及び浄化槽啓発活動

浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が改正された場合、速やかに会員の皆様に情報提供をしていきます。また、浄化槽ユーザーへ啓発という観点から、各委員会と協議し、総合的な事業の推進を図ります。

4 一般社団法人日本環境保全協会及び日本環境保全協会関東地区協議会
一般社団法人日本環境保全協会（平成6年6月加盟）及び日本環境保全協会関東地区協議会（平成14年2月加盟）の行事に参加し、関連法令や合特法適用推進活動についての情報交換を図ります。

5 委員会活動

本事業計画の円滑な推進を目的として、以下の委員会活動を行います。

（1）浄化槽委員会

浄化槽管理士研修会、浄化槽維持管理適正化講習会及び環境大学研修会を開催し、技術と資質の向上を図ります。

また、浄化槽ユーザーへの啓発活動を通じて、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

浄化槽管理士研修会については、浄化槽法が令和2年4月1日より施行され、（千葉県保守点検業者登録条例に基づく登録更新の際、研修会を受講するに關しては経過措置により、令和4年4月1日より適用）環境保全センターがこの研修会を主催し、千葉県内の保守点検登録業者へ行政の皆様や関係団体と協力して取り組んでまいります。

また、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）については制度の変更も伴い、研修会を開催し周知に努めます。

（2）一般廃棄物・合特法委員会

下水道の普及により事業の縮小を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の救済を目的とする、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）について、行政、業界等に認識が不足しているという観点から、周知に努めます。

また、会員がすでに行政と締結している災害に関する協定等の情報収集・共有を図り、会員間・支部間の連携力を強化するとともに、一般廃棄物処理業者の社会的責務を踏まえ、会員の権益確保、事業継続を目的とした要望書を県内の市町村長宛に提出します。

令和元年台風15・19号及び10月25日の大雨災害報告書を作成し、災害廃棄物関係の支援等の情報を共有します。

（3）地域対策委員会

一般廃棄物・合特法委員会との協力体制を敷くとともに、合特法の周知及び代替業務の獲得を目的として、各市町村への働きかけをします。

併せて、委託あるいは許可により業を営んできた一般廃棄物処理業者が不当な不利益を蒙ることのないよう、歴史的経緯を十分に考慮した廃棄物処理行政の推進を求め、活動します。

また、令和元年の災害支援の経験を生かし、地域に密着した地方公共団体との災害協定を推進します。

(4) 11条BOD検査推進委員会

環境保全センターは11条BOD検査を充実させるため、11条BOD検査推進委員会を組織します。千葉県の水環境に取り組む団体として、会員企業の浄化槽管理士、清掃作業員等は浄化槽管理者に直接アプローチできる機会も多いため、改めて法定検査の重要性をお伝えすることに取り組み、行政や検査機関、関係団体と更なる連携を深めて、11条検査受験率アップに貢献していきます。

(5) 一般廃棄物適正処理推進大会 in 千葉実行委員会

令和4年11月17日(木)開催予定の、一般社団法人日本環境保全協会主催による一般廃棄物適正処理推進大会 in 千葉の円滑な開催を目的として同委員会を組織します。

6 大規模災害協定等について

平成19年8月3日、環境保全センターは、千葉県と「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しました。

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬システムは、重要な社会インフラの一つであるという認識のもとに、協定を締結したところです。

この協定を維持し、より現実に即した協定とすべく活動します。

また、令和2年7月30日には南房総市と館山支部が「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」を締結しました。

この協定により災害時の避難所における浄化槽の適正な維持管理を行う内容です。他の市町村においても行政の要望と業界ができることの擦り合わせを行い、市町村に合った災害対策に寄与できるように努めます。

7 各種研修会の開催

(1) 浄化槽維持管理適正化講習会

(2) 環境大学研修会

(3) 飲料水貯水槽清掃作業従事者研修会

(4) 浄化槽管理士研修会

(5) 嘱託採水員講習会(事務代行)

(6) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に関する講習会

8 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みについて

千葉県で取り組んでいる「ちばSDGs」に賛同し、目的達成に積極的に取り組みます。また、会員へちばSDGsパートナーを紹介し、持続可能な循環共生型社会の構築を業界一丸となり取り組みます。

環境保全センターの具体的取組について下記に示めます。

(番号はSDGs目標(ゴール))

○「6 安全な水とトイレを世界中に」

浄化槽の適正管理(保守点検・清掃・法定検査)を推進することにより千葉県の閉鎖性水域の保全に努める

- ・一括契約の推進
- ・11条法定検査（BOD検査）の受検率向上
- ・こども環境教室による若年世代の環境教育
- ・単独から合併浄化槽への転換推進

○「8 働きがいも経済成長も」

保全センター事務局及び会員事業所の労働環境を整え、働きがいのある職場を整え労働人口減少が進む社会にも対応できる雇用環境を形成する

- ・就業規則の整備
- ・中小企業人材確保事業

○「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」

質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラである浄化槽の普及促進（合併浄化槽）をはかり、適正な維持管理が出来る技術を身につける。また、コロナ禍における人流抑制のためにオンライン会議等の推進と、実現のための環境整備（設備投資）

- ・浄化槽適正講習会
- ・オンライン会議の増加
- ・必要な設備への投資
- ・業界のICT（IT）活用推進

○「15 陸の豊かさを守ろう」

森林資源を守るため紙の使用を削減する。資料や案内に使用する紙の削減と、再生紙の利用を促進することにより森林伐採を抑える

- ・紙資源の利用抑制
- ・Emailの活用による紙の削減

9 表彰に関する事項

第47回理事長表彰

平素より環境保全業務に取り組んでいる方々の中から、功績が顕著な方々に、第10回定時総会の席上、理事長感謝状を贈呈し顕彰します。

10 青年部会の育成

平成5年11月から活動を始めた青年部会は、各種セミナーやこども環境教室を開催する等、各委員会を組織し、活動の場を広げています。

また、近隣県の青年部会との交流を図り、情報交換を通して視野を広げているところです。こうした活動の意義を積極的に評価し、支援していきます。

別に、青年部会の事業計画を示します。

11 広報活動及び情報化社会への取組み

高度情報化社会への取組みとして、インターネット上のウェブサイトの充実を図り、環境問題をテーマとして浄化槽ユーザー等に対する啓発活動の一助とします。

広報「環境保全」を発行し、環境保全センターの活動について周知を図ります。また、浄化槽に関するパンフレットを作成し、適宜、浄化槽ユーザーに配布し、社会的な認識を高めるよう努めます。